

長崎県医療機関電気料高騰緊急支援事業補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、原油価格・物価高騰の影響を受けた県内医療機関等（以下「機関等」という。）の負担軽減を図ることにより、安定的な医療の提供体制を確保するため、予算の定めるところにより、長崎県医療機関電気料高騰緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9。以下「交付要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる機関等は、申請時点で事業を継続中かつ施設・事業所の運営に要する経費の支払実績を有する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 医療法の規定に基づき開設の届出を行っている病院
- (2) 医療法の規定に基づき開設の届出を行っている診療所（歯科診療所を含む）、助産所
- (3) 健康保険法及びその他関係法令の規定に基づき厚生労働大臣の指定を受けている保険薬局
- (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法の規定に基づき開設の届出を行っている施術所

2 次の各号に掲げる項目に該当するものは、前項の規定関わらず交付の対象外とする。

- (1) 国又は地方公共団体が開設、運営又は出資する機関等（長崎県病院企業団を除く）
- (2) 保険診療、保険施術を取扱わない（保険外診療・施術のみ取扱う）機関等
- (3) 社会福祉施設内診療所、企業内診療所等の原則として特定の者を対象とする機関等
- (4) 患者宅等への出張専業である機関等

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、機関等が負担する電気代に要する経費のうち次条により算出する物価上昇相当分。

(補助額の算定方法)

第4条 補助金は、次の各号により算出する。算出された額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 病院及び病床数5床以上の診療所
 - ア 令和4年4月30日以前に開設した機関等
病床数に30千円及び補助率（1/2）を乗じて得た額
 - イ 令和4年5月1日以降に開設した機関等
病床数に30千円及び補助率（1/2）を乗じて得た額に、令和4年度営業予定月数/12を乗じた額
- (2) (1)以外の交付対象機関等
 - ア 令和4年3月31日以前に開設した機関等
 - 1) 令和3年4月1日以前に開設した施設等
令和3年4月から令和4年3月に施設等が負担した電気代の実績額に物価上昇率（18.6%）及び補助率（1/2）を乗じて得た額
 - 2) 令和3年4月2日から令和4年3月31日までに開設した機関等
開設した月から令和4年3月までに施設等が負担した電気代の実績額を12か月分に換算した額に物価上昇率（18.6%）及び補助率（1/2）を乗じて得た額。
ただし、開設日が月の途中である場合の開設した月の実績額は、当該月の電気代の日割の実績額を30日分に換算した額とする。

イ 令和4年4月1日以降に運営を開始した機関等

開設した月から申請日の前月までに機関等が負担した電気代の実績額を開設した月から申請日の前月までの月数で除して得た額に、開設した月から令和5年3月までの月数、18.6/118.6及び補助率(1/2)を乗じて得た額

ただし、開設日が月の途中である場合の開設した月の実績額は、当該月の電気代の日割の実績額を30日分に換算した額とする。

2 前項の規定において、申請時点で休床中の病床数は算定根拠に含まないこと。

3 第2条第1項に掲げる補助対象機関等のうち複数のを同一施設内において併設し、電気代の請求額が不可分な機関等については、代表する1つのものより申請を行うこと。

(添付書類及び提出期限)

第5条 規則第4条の規定により、申請書(様式第1号)に添付すべき書類は、次のとおりとし、提出すべき期限は、令和5年1月末日とする。

(1)補助対象要件確認書(様式第2号)

(2)所要額計算書(様式第3号)

(3)誓約書(様式第4号)

(4)交付対象経費の金額を確認できる領収書等

(5)振込先口座が確認できる通帳の写し

(6)その他必要な書類

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

(1)補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(2)補助金の交付対象となった事業所を廃止又は休止する場合には、あらかじめ県に報告しなければならない。

(交付の決定の除外)

第7条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、交付の決定を行わないものとする。

(1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

(2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(3)暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

(手続の併合)

第8条 規則第21条の規定により、規則第4条及び規則第13条の手続並びに規則第7条及び第14条の手続は、それぞれ併合して行うものとする。

また、規則第16条の手続については、交付要綱第9条の規定により省略する。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 知事は、補助事業者が第7条各号のいずれかに該当することが判明し、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して法令等に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助金に係る補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の確定があった後においても適用があるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年11月14日から施行する。